

Practical guide

一般ヘッジ会計

December 2013

目次

1. はじめに	1
1.1. IFRS第9号の概要	1
1.2. 一般ヘッジ会計	1
2. ヘッジ会計	3
2.1. ヘッジ会計とは何か	3
2.2. ヘッジの会計処理	3
3. ヘッジ会計の適格要件	6
3.1. 公式な指定および文書化	7
3.2. 適格な項目	7
3.3. ヘッジの有効性	7
3.4. ヘッジ会計の中止	11
4. ヘッジ会計の中止	14
4.1. デリバティブ金融商品	15
4.2. 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品	15
4.3. 組込デリバティブ	15
4.4. 買建オプションによるヘッジ	15
4.5. 先渡契約によるヘッジ	16
4.6. 通貨ベース・スプレッドの会計処理	17
5. 何をヘッジ対象として指定できるか	18
5.1. ヘッジ対象の定義	18
5.2. 非金融商品項目のリスク要素	18
5.3. 純額ポジションの項目グループのヘッジ	20
5.4. グループの階層部分のヘッジ	21
5.5. 合計されたエクスポージャー	21
6. ヘッジ会計の代替処理	22
6.1. 「自己使用」契約への公正価値オプションの拡張	22
6.2. 信用エクスポージャーを純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する選択肢	22
7. 開示	24
8. 発効日および経過措置	25

1. はじめに

1.1. IFRS第9号の概要

国際会計基準審議会 (IASB) (訳注: 以下「IASB」とする) は、G20首脳会議および金融安定理事会 (FSB) などの他の国際機関によって識別された論点を含め、世界的な金融危機によってもたらされた会計処理上の問題を再検討しています。その一環として、IASBは、国際会計基準 (IAS) 第39号を置き換えるプロジェクトに着手し、そのプロジェクトを、以下に説明する3つの主要なフェーズに分割しました。

1. **分類および測定** — IASBは、2009年に金融資産の分類および測定、2010年に金融負債の分類および測定を完了させました。しかし、その後、IASBは、当初の要求事項に対して限定的な修正を提案しています。これらの限定的な修正に関する公開草案が、2012年11月に公表されました。現在、IASBは、2014年上半期にこの限定的な修正を最終化する予定です。
2. **減損** — IASBは、2013年3月に現行の「発生損失」を「予想損失」の減損モデルに置き換えることを提案する公開草案を公表しました。現在、IASBは、2014年上半期にこのフェーズを最終化する予定です。
3. **ヘッジ会計** — 2013年11月、ヘッジ会計に関する新しい要求事項が最終化されました。これらの変更は一般ヘッジ会計の要求事項を提供するものですが、IASBは、オープンポートフォリオのヘッジの会計処理を審議するために別個のプロジェクト (通常、「マクロヘッジ会計」プロジェクトと称される) に取り組んでいることに留意しておくことが重要です。

本実務ガイドは、一般ヘッジ会計をカバーする国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」の第3フェーズを重点的に取り上げています。

1.2. 一般ヘッジ会計

IAS第39号におけるヘッジ会計に関する規則は、その要求事項が一般的なリスク管理の実務とうまく関連していなかったため、多くの財務諸表作成者に不満を抱かせてきました。ヘッジが経済的に合理的なリスク管理戦略を反映している場合であっても、詳細な規則によりヘッジ会計の達成が不可能または非常に高コストになることが頻繁にありました。また同様に、財務諸表利用者は、ヘッジ会計の現行ルールの効果は完璧といえるものではないと考えており、ヘッジ会計の規則に基づいて企業のリスク管理活動を完全に理解することに苦労してきました。そのため、財務諸表利用者と同様に、IAS第39号の現行のヘッジ会計の要求事項の抜本的な見直しを支持しました。

新しい基準であるIFRS第9号は、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動により密接に整合させることによって、財務諸表の意思決定の有用性を改善させています。IFRS第9号は、企業の財務担当者の不満の種であったIAS第39号の多くに対処しています。対処する中で、IAS第39号にある主な禁止規定やルールの一部を削除または修正することにより、現行の要求事項を抜本的に変更しています。

IFRS第9号の第3フェーズの公表は、企業のリスク管理の実務をより重視したことによって、全体としてヘッジ会計を改善させたと、PwCは考えます。一般ヘッジ会計に関する要求事項はより多くの柔軟性を提供しており、そのため、企業は過去に適用できなかったヘッジ会計を適用できる場合があります。このことが結果的に新しい会計制度という観点から現行のヘッジ戦略および会計処理を見直し、それらが引き続き最適かどうかを検討するための良い機会を企業財務担当者や取締役会に与えたといえます。

1.2.1. 適用範囲およびマクロヘッジとの相互関係

IFRS第9号のヘッジ会計はすべてのヘッジ関係に適用されますが、金融資産または金融負債のポートフォリオの金利リスクのエクスポージャーに対する公正価値ヘッジ (通常「公正価値マクロヘッジ」と称される) は例外となります。この例外は、IASBが、マクロヘッジの会計処理に対処する別プロジェクトを有しているために生じています。一方、当プロジェクトが完了するまで、ヘッジ会計にIFRS第9号を適用する企業は、IAS第39号の公正価値マクロヘッジに関する要求事項を適用し続けることができます。

こうしたヘッジに個別に対応している理由は、オープンポートフォリオのヘッジがヘッジの会計処理に複雑性を持ち込んでいるからです。リスク管理戦略は、エクスポージャーをヘッジする計画対象期間を設けることがよくあります。したがって、時が経過するにつれて、新たなエクスポージャーがヘッジ対象ポートフォリオに連続的に加えられていき、他のエクスポージャーはそこから除去されます。

IASBは、2014年第1四半期に、180日間のコメント期間を設け、マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパーを公表する予定です。

PwCの洞察

この例外は、クローズドポートフォリオのヘッジには適用できません。IFRS第9号は、総額または純額ポジションで構成されるクローズドポートフォリオまたはグループ項目のヘッジの会計処理に対処しています（詳細は、以下のセクション5を参照してください）。

IASBは、金利リスクの公正価値マクロヘッジ以外（例えば、コモディティ価格リスクのマクロヘッジ）を考慮するために適用範囲を拡大する意向であるため、マクロヘッジ・プロジェクトは金融機関だけでなく金融機関以外の企業にとっても重要と予想されます。

1.2.2. 会計方針の選択

IFRS第9号は、会計方針の選択を提供しています。企業は、マクロヘッジ・プロジェクトが最終化されるまでは（前掲参照）、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項を適用し続けるかIFRS第9号（金利リスクの公正価値マクロヘッジについてのみ適用除外）を適用するかをいずれかを選択することができます。この会計方針の選択はヘッジ会計全体に適用され、ヘッジごとに選択することはできません。

PwCの洞察

この会計方針の選択は、ヘッジ会計のみに適用するものであり、IFRS第9号の他の2つのフェーズ（すなわち「分類および測定」と「減損」）に影響しません。

企業が当初時点でIAS第39号のヘッジ会計を適用し続けると決定した場合、その後に会計方針の変更を決定し、報告期間の期首時点でIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の適用を開始することができます（IFRS第9号のその他の経過措置を適用します）。

どちらの会計の要求事項（すなわち、IAS第39号またはIFRS第9号）を適用しても、IFRS第7号における新しいヘッジ会計の開示要求事項については適用されます。

2. ヘッジ会計

2.1. ヘッジ会計とは何か

企業は、事業の多くの側面から生じる金融リスクに晒されています。企業が異なればリスクも異なります(例えば、ある企業は為替や金利について懸念していますが、別の企業はコモディティ・リスクを懸念していることがあります)。企業は、それ自身のリスク・エクスポージャーを解消または低減させるために異なるリスク管理戦略を実施しています。

ヘッジ会計の目的は、純損益(P&L)またはその他の包括利益(OCI)に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いたリスク管理活動の影響を、財務諸表にて表現することです。

簡潔に言いますと、ヘッジ会計とは、関連するヘッジ手段とヘッジ対象の利得および損失(または、収益および費用)を認識するための通常の基礎を変更し、双方を同一の会計期間の純損益(P&L)(またはその他の包括利益(OCI))で認識するテクニックです。これは、IFRSのもとでヘッジ対象とヘッジ手段が個別に会計処理される場合に、ヘッジ会計を用いなければ発生したであろう包括利益計算書のボラティリティを解消または低減させる、マッチングの概念(a matching concept)です。IFRS第9号の下で、ヘッジ会計は引き続き選択可能であり、経営者は、ヘッジ会計を利用するかどうかを決定する場合に際し、適用に係るコストと便益を考慮する必要があります。

2.2. ヘッジの会計処理

IFRS第9号は、IAS第39号における3種類のヘッジ会計を広い範囲にわたって引き継いでおり、以下のとおり要約されます。

2.2.1. 公正価値ヘッジ

変更されていない部分

公正価値ヘッジでヘッジされるリスクは、特定のリスクに起因し、純損益に影響を与える可能性のある、資産もしくは負債または未認識の確定約定の公正価値における変動です。公正価値の変動は、金利(固定金利の貸付金について)、外国為替レート、株価、または商品価格の変動によって生じる場合があります。

ヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動に対して調整され、その公正価値の変動は純損益で認識されます。ヘッジ手段は公正価値で測定され、その公正価値の変動も純損益で認識されます。

変更部分

IFRS第9号の下で、その他の包括利益を通じて公正価値で会計処理(FVOCI)される資本性金融商品の公正価値ヘッジについて、資本性金融商品の損益は損益計算書にリサイクルされないため、ヘッジ手段の公正価値の変動も純損益にリサイクルされずにOCIに計上されます。

2.2.2. キャッシュフロー・ヘッジ

変更されていない部分

キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象リスクは、認識済みの資産または負債、未認識の確定約定(為替リスクのみ)、または可能性が非常に高い予定取引に関連した特定のリスクに起因しており、純損益に影響を与える可能性のあるキャッシュフローのボラティリティに対するエクスポージャーです。

将来キャッシュフローは、変動金利の負債に係る将来の金利支払または金利受取など、既存の資産および負債に関連する場合があります。また将来キャッシュフローは、外貨建ての予定販売または予定購入に関連することもあります。将来キャッシュフローのボラティリティは、金利、為替レート、株価、または商品価格の変動によって生じることがあります。

ヘッジが有効であれば、ヘッジ手段の公正価値の変動は当初にOCIに認識されます。ヘッジ手段の公正価値の変動における非有効部分(ある場合)は、純損益に直接認識されます。

OCIに認識する金額は、以下のいずれか低い方でなければなりません。

- ヘッジ契約開始時からのヘッジ手段の利得または損失の累計額
- ヘッジ契約開始時からのヘッジ対象の予想キャッシュフローの公正価値(現在価値)における変動累計額

ヘッジ手段の変動累計額がヘッジ対象の変動を上回る場合(「オーバーヘッジ」と呼ばれることがある)、非有効部分が認識されます。ヘッジ手段の変動累計額がヘッジ対象の変動を下回る場合(「アンダーヘッジ」と呼ばれることがある)、非有効部分は認識されません。これが公正価値ヘッジと異なる部分であり、この場合、非有効部分は、オーバーヘッジおよびアンダーヘッジの双方で認識されます。

金融資産または金融負債の認識をもたらす予定取引のキャッシュフロー・ヘッジについて、資本で認識される利得および損失は、ヘッジされている将来キャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期に純損益に振り替える必要があります。ヘッジ対象に累積損失があり、今後その損失の回収が見込まれない場合には純損益に即時認識しなければなりません。

変更部分

以下のとおり、IFRS第9号はキャッシュフロー・ヘッジ会計モデルに変更を導入しています。

- 非金融商品項目(固定資産もしくは棚卸資産など)の認識を生じる予定取引のキャッシュフロー・ヘッジについて、または、非金融資産もしくは非金融負債についてヘッジされた予定取引は、その後に公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定の認識を生じることがあります。そのような場合に、かかる項目の帳簿価額は、資本に直接認識された利得または損失の累計額について調整しなければなりません(一般に「ベークス・アジャストメント」と呼ばれています)。

IAS第39号では、方針の選択として、企業は、上掲パラグラフに記載される会計処理かまたは利得または損失の累計額を資本に維持して非金融商品項目が純損益に影響を与えるのと同じ期に純損益に振り替えるかのどちらかを選択することができます。

- リスク・ポジションの相殺を含む項目グループの純額ポジションがヘッジ対象として指定されている場合、キャッシュフロー・ヘッジ・モデルは、外国為替リスクのヘッジのみに適用できます。純額ポジションの指定は、予定取引が純損益に影響を与えると予想される報告期間、ならびに、各期において純損益に影響を与えると予想される性質および数量の双方を具体的に示さなければなりません。利得または損失のヘッジは、損益計算書および包括利益計算書における独立した表示科目の中で表示しなければなりません。IAS第39号は、純額ポジションをヘッジ対象として指定することを認めていませんでした。
- リスク・ポジションを相殺しないキャッシュフローの項目グループについて、利得または損失のヘッジの表示は、ヘッジ対象に影響を受ける表示科目に配分されます。IAS第39号は、損益計算書における利得または損失の表示について規定していませんでした。

2.2.3. 純投資のヘッジ

変更されていない部分

企業は、海外に、子会社、関連会社、共同支配企業、または支店(「在外営業活動体」)を有している場合があります。企業は、これらの在外営業活動体の純資産を親会社の機能通貨に換算する際の通貨リスクをヘッジしていることがあります。

IAS第21号の下での在外営業活動体への純投資額は、認識済みののれんを含め、在外営業活動体の純資産に対する報告企業の持分です。これらの純資産の連結で発生する為替差額は、在外営業活動体が処分または清算されるまで、資本の中で繰り延べられます。それらは、処分時または清算時に、処分に係る利得または損失の一部として純損益に認識されます。

ヘッジ手段に係る為替差損益は、子会社が処分または清算され、それらが処分に係る利得または損失の一部になる時点で、ヘッジの有効な範囲までOCIにて繰り延べます。

変更部分

IFRS第9号は変更されていません。

3. ヘッジ会計の適格要件

企業のリスク管理戦略は、IFRS第9号に基づくヘッジ会計の目的の中核を成すものです。しかし、ヘッジ会計は依然として通常の会計規則の例外と考えられており、そのため、提案されているヘッジ関係がヘッジ会計に適格か否かを判定するためには一部制限が必要になります。その結果、企業は、定められた適格要件を満たしている場合にのみヘッジ会計を適用することが認められます。

以下の一覧表はIAS第39号とIFRS第9号の適格要件の比較を要約しており、一覧表の下に詳細な説明を示しています。

IAS第39号	IFRS第9号
3.1 以下の公式な指定および文書化: リスク管理目的および戦略 ヘッジ手段 ヘッジ対象 ヘッジされるリスクの性質 ヘッジ有効性	以下の公式な指定および文書化: リスク管理目的および戦略 ヘッジ手段 ヘッジ対象 ヘッジされるリスクの性質 ヘッジ有効性(ヘッジ非有効部分の発生原因の分析およびヘッジ比率の決定方法を含む)
3.2 ヘッジ関係は、適格なヘッジ手段および適格なヘッジ対象のみで構成される。	一般的な要求事項は変更されていない。しかし、IAS第39号の下でヘッジ対象またはヘッジ手段として適格でなかった一部の項目がIFRS第9号では適格になっている(以下のセクション4および5を参照)。
3.3 ヘッジ有効性の要求事項: 信頼性をもって有効性の測定を行うことが可能 ヘッジはきわめて有効であると見込まれる(事前のテスト) ヘッジは、継続的に評価され、実際にきわめて有効かを判定する(事後のテストにおいて80%-125%の範囲)	ヘッジ有効性の要求事項 経済的関係が存在する 信用リスクの影響が価値変動に優越するものではない ヘッジ関係のヘッジ比率がリスク管理戦略と整合している
3.4 任意によるヘッジ会計の中止が認められている	特定の状況でのみヘッジ会計を中止する

3.1. 公式な指定および文書化

IFRS第9号の文書化の要求事項の内容は、IAS第39号の要求事項とそれほど異なっていません。公式な指定および文書化は、ヘッジ関係の開始時に行われなければなりません。その結果、文書化の観点から言えば、ヘッジ会計を開始するのに必要な管理業務の負担はそれほど軽減されたわけではありません。

IFRS第9号の下での新しいヘッジ会計の要求事項の結果として、文書化はもはや「静的」なものではなく適宜更新されなければならないことを、企業は考慮に入れておく必要があります。ヘッジの文書化の修正が必要な状況の例として、ヘッジ比率のバランス再調整(下記参照)が行われる場合、またはヘッジの非有効部分の発生原因の分析を更新する場合などがあります。

さらに、IFRS第9号への移行日に、企業は、IFRS第9号の文書化の要求事項を遵守するために、IAS第39号に基づく既存のすべてのヘッジ関係が新基準のもとでも引き続き適格であることを示すヘッジの文書化を更新する必要があります。予想される変更の一部は、ヘッジ比率の組込みおよび非有効部分の予想される発生原因(IAS第39号によって要求されていないため)、ならびに事後的な非有効性テストの削除(IFRS第9号の下ではもはや要求されていないため)があります。

3.2. 適格な項目

ヘッジ関係は、適格なヘッジ手段およびヘッジ対象のみで構成されていなければなりません。ヘッジ対象およびヘッジ手段の双方に何が適格かについて変更があり、下記セクションの4および5で詳細な解説を提供しています。

3.3. ヘッジの有効性

ヘッジの有効性は、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュフローの変動がヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフローの変動を相殺する範囲と定義されます。

IFRS第9号は、次の3つのヘッジの有効性の要求事項を導入しています。

3.3.1. 経済的關係

IFRS第9号は、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的關係が存在することを要求しています。そのため、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が、同一の内在するリスクまたはヘッジされるリスクにより、反対方向に動くという予想がなければなりません。例えば、固定金利を受取り、変動金利を支払う予定の固定利払・金利スワップのケースがこれにあたります。

ヘッジ対象がリスク管理目的に合致すると予想できるかどうかを確かめるために、ヘッジ関係の期間中に考え得る行動の継続的な分析が要求されます。

PwCの洞察

経済的關係の要求事項は新しく導入されたものですが、企業がリスク管理目的のために有効な経済的關係を提供しないヘッジ手段を用いることはあり得ないと考えられるため、ほとんどのケースにおいて、これが煩雑な要求事項になる可能性は低いと考えられます。

IASBは、指定が、管理される同じ種類のリスクに関連するリスク管理ならびにその目的のために使用されるリスク手段を反映している限りにおいて、「代用数値によるヘッジ」(企業の実際のリスク管理を厳密に表していないヘッジ指定)を、IFRS第9号の下でヘッジ対象を指定する適格なやり方と見なしています。

IASBは、IFRS第9号では(IAS第39号と同じ方法で)金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジを純額ポジションで指定することを認めていないため、企業は、純額ポジションではなく総額ポジションの一部を指定しなければならないとする事案を、IFRS第9号の「結論の根拠」の中にひとつの設例として含めました。通常、リスク管理では純額ポジションを用いるとしても、ヘッジ指定の会計目的が総額ポジションをベースにしているため、代理数値によるヘッジの使用が必要になります。

例えば、商品価格リスクをヘッジしているものの、商品デリバティブの入手可能性により、経済的にヘッジしている実際の商品と異なる商品を参照したヘッジ手段(例えば、ブレント原油と比較としたジェット燃料)を用いるが、その二つの商品価格はヘッジ関係を機能さ

せるのに十分な相関関係がある場合を、企業は「代理数値によるヘッジ」と呼んでいます。

さらに、一部の金融機関は、リスク管理目的のためにグループ企業間のデリバティブを使用しています。ただし、グループ企業間のデリバティブはヘッジ会計に適格ではないため、外部のデリバティブを「代理数値によるヘッジ」として定義する必要があります。

3.3.2. 信用リスク

経済的関係がある場合でも、ヘッジ手段またはヘッジ対象の信用リスクの変動が、経済的関係から発生する価値の変動に優越するほど大きくなるべきではありません。ヘッジ会計モデルは、ヘッジ手段の変動とヘッジ対象の変動の相殺であるという一般的な考え方に基づいているため、信用リスクの影響は、ヘッジされているリスクに伴う価値の変動に優越すべきではありません。さもなければ、相殺のレベルが安定しなくなります。

例えば、企業が商品価格リスクについて棚卸資産の予定購入のヘッジを希望する場合、企業は、固定価格および将来日付で商品を購入するデリバティブ契約をX銀行と締結します。デリバティブ契約は無担保であり、X銀行が信用状態の著しい低下を経験する場合、信用リスクの変動から生じる影響は、商品価格の変動から生じるデリバティブ契約の公正価値の変動に不相応に影響する可能性があります。他方、ヘッジ対象（棚卸資産の予定購入）の価値の変動は商品価格の変動に大きく左右され、X銀行の信用リスクの変動には影響されません。

PwCの洞察

IFRS第9号は、「優越」の定義を示していません。しかし、信用リスクの影響はヘッジ手段とヘッジ対象の双方について考慮しなければならないのは明らかです。例えば、金融資産（例えば、債券）の金利リスクまたは為替リスクをヘッジしている企業は、債券の信用リスクにも目を向ける必要があります。債券が高い信用リスクを有している場合、その債券はヘッジ会計に適格ではないでしょう。金融危機当時、企業が経営難に陥っている金融機関に対する貸付金を購入し、最終的に実現される金額が非常に不確実だったという例が多数ありました。これらはヘッジ会計に適格でなかった可能性があります。

現在、さまざまな国でデリバティブに関連する法規制の改正が行われている、または、その導入の過程にあります。このような変更の主な目的のひとつは信用リスクを軽減させることであり、その結果として担保付のデリバティブの数が増えると予想されます。これらの規制が適用されれば、このヘッジの有効性の要求事項が問題になる可能性は低くなります。

3.3.3. ヘッジ比率

ヘッジ比率は、ヘッジ手段の量とヘッジ対象の量との間のそれぞれのウェイト付けにおける関係であると定義されています。IFRS第9号は、ヘッジ会計目的で使用されるヘッジ比率が、リスク管理目的で使用されるものと同じであることを要求しています。

IFRS第9号の主要な目的のひとつは、ヘッジ会計をリスク管理目的に合致させることです。IFRS第9号には遡及的な有効性テストはありませんが、ヘッジ比率が依然として適切であることを含め、ヘッジがヘッジ有効性の要件を満たし続けているか否かの継続的な判定を行う要求事項があります。

これは、企業が、ヘッジ比率を経済的ヘッジ戦略（または経営戦略）が要求する比率と確実に整合させなければならないことを意味します。意図的な不均衡は認められません。この要求事項は、企業が、ヘッジ会計の目的と不整合な会計上の結果を生じるためにヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けのミスマッチを導入しないようにするためです。これは、ヘッジ関係が完璧でなければならないことを意味するのではなく、実際に用いられているヘッジ項目とヘッジ対象のウェイト付けは会計上の非有効部分を導入または回避するために選択されているのではないことを意味します。

一部のケースでは、例えヘッジの非有効部分が生じたとしても、ヘッジ対象とヘッジ手段の特定のウェイト付けには商業上の理由があります。これは、例えば、確定した契約規模（例えば、ロンドン金属取引所（LME）では、アルミニウム先物契約1枚の標準的な契約規模は25トン）を有している規格化された契約を用いる場合がこの例に当たります。企業が、その規格化された契約規模のため、標準的なアルミニウムの先物契約で90トンのアルミニウム購入をヘッジしたいと考えている場合、企業は、3または4枚の先物契約（それぞれ合計75

トンおよび100トン相当)のいずれかを用いることができます。このような指定は、0.83:1、または1.11:1のヘッジ比率をもたらします。そのような状況において、ミスマッチから生じたヘッジの非有効部分がヘッジ会計の目的に不整合な会計上の結果を生じないようにするために、企業は、実際に使用しているヘッジ比率を指定します。依然としてヘッジの非有効部分は、純損益で測定および会計処理することが要求されています。

PwCの洞察

上記のような状況において、標準的な契約規模により、ヘッジ関係がアンダーヘッジになる可能性がある場合、企業が考え得る代替案として、以下のセクション5.4に記載されるように、階層要素をヘッジ項目として指定する方法があります。

3.3.4. バランス再調整

IFRS第9号は、「バランス再調整」という概念を導入しています。バランス再調整とは、ヘッジ有効性の要求事項に従ったヘッジ比率を維持する目的で、すでに存在しているヘッジ関係のヘッジ対象またはヘッジ手段の指定された量を調整することを指します。これによって、企業は、基礎数値またはリスク変数から生じた変動に対応することが可能となります。バランス再調整は、ヘッジの指定中止および再指定にはならずヘッジ関係の継続として会計処理されるため、企業にとって良いニュースです。ただし、バランス再調整時に、ヘッジ関係を調整する直前のヘッジ非有効部分を決定し、認識します。

バランス再調整は、ヘッジの開始時だけでなく、各報告日および重大な状況の変化が生じた時のいずれか早い時点で行うウェイト付けの不均衡を回避する要求事項と整合します。

ヘッジ関係のバランス再調整を行う際に、企業は、残りの期間中にヘッジ関係に影響すると予想されるヘッジ関係の非有効部分についての発生原因の分析の文書化をアップデートしなければなりません。

一部の状況において、バランス再調整が適用できない場合があります(例えば、デリバティブのカウンターパーティーの信用リスクの変動から生じるようなヘッジ関係の変更は、ヘッジ比率を調整することによって補正することはできません)。さらに、リスク管理の目的が変更された場合、バランス再調整は認められず、ヘッジ会計を中止しなければなりません。

設例ーバランス再調整の判定

バランス再調整が要求されない場合

ユーロ(EUR)を機能通貨として用いている企業が、6か月間の香港ドル(HKD)7.8百万HKDの予定購入を行っています。将来のエクスポージャーをヘッジするために、企業は、ユーロでの購入価格を事実上確定するために、外貨を購入(すなわち、外国為替先渡契約を締結)したいと考えています。

香港ドルは、米ドル(USD)と連動しています(つまり、為替レートが、香港金融当局が設定している帯域内または為替レートに維持されていることを意味します)。

企業は、香港ドルを購入してユーロで支払う先渡契約を締結することが可能です。しかし、香港ドルを購入しユーロで支払う先渡契約を締結することは、米ドルを購入しユーロで支払う契約を締結するよりも(米ドルに比較すると香港ドルの市場は小さく流動性も乏しいことから)割高になります。企業は、香港ドル対ユーロのかわりに米ドル対ユーロの先渡契約を締結することを決定しました。香港ドルが米ドルに連動している限りにおいて、米ドル・デリバティブをヘッジ手段として用いることは、香港ドルの予定購入に経済的ヘッジを提供することになります。

この場合の連動比率は、香港ドル7.8対米ドル1です。しかし、連動しているとしても完全に固定されているわけではありません(香港ドルは、香港ドル7.75から7.85の狭い範囲内で取引することが可能です)。その幅は非常に小さいため、企業はこの範囲のリスクを引き受けるつもりであることから、米ドル1百万(香港ドル7.8百万)の先渡契約を締結します。

非有効部分が、単にヘッジ比率周辺の狭いトレーディング範囲内の為替レートの変動のために発生している場合には、バランス再調整は要求されません。

バランス再調整が要求される場合

前掲の設例の事案を検討し、為替レートの香港ドル:米ドルが再連動、つまり、香港ドル7.2:米ドル1であると仮定します。1百万米ドルについてデリバティブが継続している場合、ヘッジ比率はもはやヘッジ手段とヘッジ対象の関係を反映せず、そのため強制的にバランスの再調整を行います。

バランス再調整は、企業のリスク管理戦略を反映させたものでなければなりません。つまり、7.8百万の香港ドルの予定購入のうち7.2百万香港ドルまでヘッジ対象を減少させるか、または、残りの600,000香港ドルのヘッジ対象をカバーするために別のデリバティブを購入することによってヘッジ手段を増やすかのいずれかを行うこととなります。

バランスの再調整が適用されない場合

引き続き上記の設例を用い、ヘッジ契約開始後のどこかで香港ドルと米ドルの連動を解消し、2通貨間に経済的相互関係が存在することが立証できないような非常に広い範囲の中で為替レートが(連動ではなく)変動すると仮定します。このような状況において、ヘッジ比率の変動を適用することはできません。ヘッジ関係がヘッジの有効性の要求事項に整合し続けることを保証できない可能性があるためです。そのため、ヘッジは、バランス再調整を行うことはできず、ヘッジ関係を中止する必要があるかも知れません(以下のセクション3.4を参照)。

PwCの洞察

もともと、バランスを再調整する要求事項は、煩雑だとみなされていましたが、実際は、過去に有効性テストに不合格になった場合に中止されたであろうヘッジ関係の中止を回避する実務的な解決法かも知れません。実務上、企業は優れたリスク管理戦略を整備しており、ヘッジ関係が安定し続けていればそれほど頻繁にバランスを再調整する必要はありません。ヘッジ関係には常に何らかのボラティリティが生じますが、当初のヘッジ比率が適切でリスク管理戦略に整合したものであるならば、「理想的な」ヘッジ比率が大幅に変動した場合にのみバランスの再調整が必要になるでしょう。企業は、このような変動に対する企業の許容水準を文書化する必要があります。

3.3.5. ヘッジ有効性判定

IFRS第9号は、ヘッジ関係がヘッジの有効性の要求事項を満たしているかどうかを判定する具体的な方法を規定していません。企業は、ヘッジ期間中にヘッジ関係に影響を与えると予想されるヘッジの非有効部分の発生原因を含め、ヘッジ関係の重要な関連性のある特徴を把握する方法を用いなければなりません。それらの要因に応じて、企業は、定性的評価または定量的評価のいずれかを実施することができます。例えば、すべての重要な条件が合致している(またはわずかしこ異なっていない)単純なヘッジの場合には、定性的テストで十分かもしれません。一方、非常に複雑なヘッジ戦略においては、一定の種類の定性的分析を行う必要性が高くなります。

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ有効性に関する予想に関係するため、将来予測的にすぎません。このような判定は、ヘッジの開始時、または、各報告日に継続的に、もしくは状況の重大な変化があった時のいずれか早い時点で実施しなければなりません。この要求事項の背景にある目的は、経済的に実行可能な(すなわち、基礎となる経済的関係を反映し、リスク管理戦略に合致する)ヘッジ戦略だけが、ヘッジ会計の目的に適格であることを保証することです。

IAS第39号との比較

IAS第39号の負担の大きかった要求のひとつは、ヘッジ関係がきわめて有効と予想されなければならなかったことでした(言い換えれば、企業は、ヘッジの実際の結果が80-125%の範囲内で有効であることを証明するために、事前および事後の定量的判定を行うことが要求されます)。その結果、多くの有効な経済的ヘッジが、ヘッジ会計目的に十分密接には合致していなかったために、このテストで不合格になりました。上述のとおり、IFRS第9号は、ヘッジ有効性に関する要求事項を緩和し、80-125%ブライトラインを廃止しています。

PwCの洞察

80-125%ブライต์ラインの廃止は、IASBによる肯定的な動きであり、多くのリスク管理戦略のヘッジ会計処理にとっての重大な障害を取り除いています。IAS第39号では、81%有効であるヘッジは、例え19%が非有効だとしてもヘッジ会計を達成することになります(上記のセクション2.2に記載されているとおり、キャッシュフローおよび純投資ヘッジについての「低価」テストを受けなければなりません)。一方、79%有効であったヘッジは、ヘッジ会計を達成せず、またデリバティブのすべての公正価値の変動はヘッジ対象の相殺なしに純損益に計上されます(すなわち、この勘定は100%非有効を示すこととなります)。リスク管理の観点から、79%と81%の有効性の差異は微少ですが、IAS第39号の会計規則はこれを反映していませんでした。そのため、PwCは、多くの財務諸表作成者および利用者がこの80-125%ブライต์ラインの廃止を歓迎すると予想しています。

3.3.6. ヘッジ非有効性の測定のための割引キャッシュフロー

ヘッジ会計はヘッジ手段の測定を変えるものではなく、キャッシュフローおよび純投資ヘッジについて、その帳簿価額の変動を表示する場所を変えるだけです。ヘッジ手段は、公正価値または償却原価のいずれかによる測定の対象となりますが、両者とも貨幣の時間価値を考慮します。

したがって、整合性を図るために、IFRS第9号は現在価値ベースでヘッジ対象を測定する要求事項も導入しています。このため事後的な変動には貨幣の時間価値の影響が含まれます(例えば、割引前の直物アプローチを、為替リスクのヘッジに使用することはできません)。この要求事項の目的は、ヘッジ関係の有効部分の測定に貨幣の時間価値を反映することを確保することであり、ヘッジ対象とヘッジ手段のタイミングのミスマッチはヘッジ非有効部分として認識されます。

PwCの洞察

海外での販売および購入の為替リスクをヘッジし、割引前の直物ベースで非有効部分を判定することは、一般的なヘッジ戦略です。貨幣の時間価値を考慮することを要求するIFRS第9号の新しい要求事項は、リスク管理戦略が直物のリスク(すなわち、先渡時点を考慮しない純粋な為替リスク)をヘッジすることである場合に重要な影響を有する可能性があります。なぜなら、現在、より多くの企業が、ヘッジされた取引のタイミングを追跡し続け、割引ベースで非有効部分を測定することで、ヘッジされた取引とデリバティブとの間の予想されるタイミングの違いから発生する非有効部分を把握する必要があるためです。

3.4. ヘッジ会計の中止

IAS第39号では、企業には単にヘッジ関係の指定を取り消すことにより、ヘッジ関係を任意に中止するという自由選択がありました。IFRS第9号では、ヘッジ関係の指定の任意の中止が禁止されています。

IFRS第9号では、次のヘッジ関係について、指定を取り消すことにより中止することはできません。

- 依然としてそのリスク管理目的に従っている
- 他の適格要件のすべてを引き続き満たしている(該当がある場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を考慮後)

この目的のため、企業の「リスク管理戦略」と「リスク管理目的」との区別を理解する必要があります。

リスク管理戦略は、企業がリスクをどのように管理するかを決定する最高レベルで設定されます。リスク管理戦略は、通常、企業が晒されているリスクを特定し、企業がそれに対応するかを示します。リスク管理戦略は、通常、長期にわたって機能し、状況の変化に対応する若干の柔軟性を含んでいる場合があります。これは通常、より具体的なガイドラインを含んだ方針を通じて企業内に伝えられる一般的な文書です。これに対し、リスク管理目的は、特定のヘッジ関係のレベルで適用されます。

リスク管理戦略は、それぞれリスク管理目的を有する多くの異なったヘッジ関係が伴う可能性があり、しばしばそのようになっています。そのため、特定のヘッジ関係についてのリスク管理目的は、企業のリスク管理戦略が変更されなくても変わる場合があります。

ヘッジ関係のリスク管理目的が変更された場合、ヘッジ会計を中止しなければなりません。

設例 - リスク管理戦略およびリスク管理目的

ある企業が、債務に係る金利エクスポージャーの管理戦略を有しています。経営者は、変動金利と固定金利を組み合わせた資金調達について全社レベルの範囲を設定しています。企業の戦略は、固定金利債務の比率を債務全体の20%から40%の間に維持するというものです。企業は、この戦略の実行方法については、金利水準に応じてその都度決定します。金利が低い時には、金利が高い時よりも多くの負債を固定金利にします。

企業の債務合計はCU100百万であり、そのすべてが変動金利債務です。企業のリスク管理戦略を遵守するために、CU30百万を固定金利にスワップし、その結果、変動金利債務に対する固定金利債務の比率は7:3(固定金利債務は全体の30%)となります。

金利が低いと仮定すると、企業は以下を行うことによりそのメリットを享受しようとしています。

- 合計CU50百万の固定金利の債券を追加発行する。
- 追加発行前に変動金利に対するエクスポージャーをヘッジしていた部分(訳注:CU30百万)をCU20百万削減し、その結果、変動金利債務計CU10百万を固定金利債務にスワップすることとなる。

前述の変更の結果、企業は合計CU150百万の債務を有し、そのうちのCU60百万が固定金利となります(すなわち、変動金利と固定金利の比率は6:4(固定金利債務は全体の40%))。

この設例では、企業のリスク管理戦略の実行(すなわち、ヘッジ関係レベルでのリスク管理目的)が変化しても、リスク管理戦略は変化していません。

そのため、この状況では、ヘッジ会計がもはや適用されない変動金利の債務部分であるCU20百万のヘッジ会計を中止しなければなりません。逆に、もし企業が新規の固定金利債務の一部を変動金利債務にスワップしたとすれば、過去にヘッジした変動金利のエクスポージャーについてはヘッジ会計が継続されることになります。

IFRS第9号は、デリバティブ契約の更改に関するIAS第39号に対する最近の修正を引き継いでいます。契約の更改が、デリバティブ契約のカウンターパーティーを中央清算機関にすることを目的にした法規制の結果である場合、そのような契約更改は、ヘッジ手段の消滅または終結にはならないことを意味します。

ヘッジ会計の中止は、事実および状況に応じて、ヘッジ関係の全体または一部のみに影響を与える可能性があります。

ヘッジ関係全体の中止の例は、以下のとおりです。

- ヘッジ関係がもはやリスク管理目的に合致しなくなった場合
- ヘッジ関係がもはや適格要件を満たさなくなった場合
- ヘッジ手段が売却または終結となった場合

ヘッジ関係の一部のみの中止の例は、以下のとおりです。

- ヘッジ比率の調整により、ヘッジ対象の分量の一部がヘッジ関係でなくなった場合
- 予定取引(であるヘッジ対象)の分量の一部の発生可能性が、非常に高くはなくなった場合

PwCの洞察

IAS第39号の下では、経営者は任意でヘッジ会計を中止する裁量を有していました。企業がヘッジ関係の指定取り消しを選択する理由の例には、以下が含まれます。

- 管理上の負担が大きいため、ヘッジ会計が煩雑かつコストが高つく
- 有効部分の判定がどのように機能したかにより、経営者が異なるヘッジ非有効部分の判定方法を適用したいと考えた。

IASBは、任意による指定の取り消しは財務情報の有用性を損なうと考えたため、IFRS第9号では任意による指定取り消しを禁じています。しかし、企業は、リスク管理目的を変更またはヘッジ手段を終結する能力を常に有しているため、この禁止は実務で重要な問題にはならないと見込まれます。

4. 何をヘッジ手段として指定できるか

IFRS第9号の下で、適格なヘッジ手段に多くの変更はありません。外部の当事者とデリバティブ契約を締結する場合には、ほとんどのデリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定することができます。連結会社間デリバティブは、グループ内の各企業の個別財務諸表では適格なヘッジ手段かもしれませんが、連結財務諸表では適格なヘッジ手段ではありません。IAS第39号からの追加的なガイダンス（ヘッジ関係におけるデリバティブ金融商品の比例的部分の指定を認める等）が、IFRS第9号に含まれています。

IFRS第9号におけるヘッジ手段に対する主な変更は、オプションの時間価値、先渡契約の金利要素、およびヘッジ手段として用いる場合の通貨金利スワップのカレンシー・ベースの会計処理法です。

IAS第39号とIFRS第9号のヘッジ手段の主な差異の概要を以下の表に要約しています。この表に含まれる主な変更点のそれぞれに関する詳細は、その後に続くパラグラフで説明しています。

IAS第39号	IFRS第9号
4.1 デリバティブ	変更なし
4.2 非デリバティブ金融商品の為替リスク部分のみをヘッジ手段として指定できる。	非デリバティブ金融商品は引き続き為替リスク部分をヘッジ手段として指定できる。 さらに、非デリバティブ金融商品が純損益を通じて公正価値で測定される場合、為替リスク以外のリスク部分をヘッジ手段として指定できる。
4.3 組込デリバティブをヘッジ手段として指定できる。	金融資産に組み込まれたデリバティブは、IFRS第9号の下では区分して会計処理されない。したがって、金融負債または非金融商品契約に組み込まれたデリバティブ（区分して会計処理される）のみが、ヘッジ手段として指定できる。
4.4 オプションの時間的価値の変動は、純損益に認識される。	オプションの調整後の時間的価値は、OCIで繰り延べられる。 純損益への振替のタイミングは、ヘッジ対象の性質（取引に関連したヘッジ対象か、または期間に関連したヘッジ対象か）によって異なる。
4.5 フォワード・ポイントの公正価値の変動の認識について2つの代替的アプローチが提示されている。	フォワード・ポイントの公正価値の変動を認識する追加的な代替的アプローチが導入されている。
4.6 通貨ベース・スプレッドに関する具体的な会計処理は規定されていない。	通貨ベース・スプレッドは、ヘッジ関係のコストとしてみなされているため、通貨ベース・スプレッドの変動はOCIを通じて認識できる。

4.1. デリバティブ金融商品

一部の売建オプションを除き、IAS第39号とIFRS第9号のいずれも（ヘッジ会計要件が満たされていることを条件に）デリバティブをヘッジ手段として指定できる状況を制限していません。

4.2. 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品

IAS第39号では、非デリバティブ金融商品の為替リスク要素のみをヘッジ手段として指定できます。IFRS第9号では、非デリバティブ金融商品が、企業が公正価値の変動をOCIに表示することを選択している資本性金融商品に対する投資でないことを条件に、そのような非デリバティブ金融商品は引き続き為替リスク要素のヘッジ手段として認められます。

さらに、IFRS第9号は、純損益を通じて公正価値で測定される場合、他のリスクをヘッジするため非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定することを認めています。唯一の例外は、負債の自己の信用リスクの変動がOCIで表示される場合の公正価値で会計処理される金融負債です（これらはヘッジ手段として指定するものには適格ではありません）。

企業が、会計上のミスマッチを緩和するために純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを選択している金融商品について（通常、「公正価値オプション」と呼ばれる）、このような指定が別のミスマッチを再び創出することなしに会計上のミスマッチを緩和する場合（すなわち、公正価値オプションの目的とヘッジ会計の目的の間には矛盾が存在しない場合）にのみ、ヘッジ手段として認められます。

PwCの洞察

IFRS第9号は、このような金融商品項目の全体またはその比例的部分をヘッジ手段として指定すべきであると要求しているため、この変更が実務に影響するかどうかは議論の余地があるところです。過去においては、金融機関以外の企業が非デリバティブ金融商品を、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することは一般に用いられる実務ではありませんでした。そのため、IFRS第9号への移行時におけるこの変更は、金融機関以外の企業にとって使用が限られるかもしれません。しかし、企業は、新規の金融商品を、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定できるため、今後その有用性が高まる可能性があります。

4.3. 組込デリバティブ

金融商品の分類および測定に関するIFRS第9号の要求事項に基づき、金融資産の組込デリバティブは区分して会計処理されません。IAS第39号のもとでは区分されたであろう組込デリバティブが金融資産に含まれる場合には、（ほとんどの場合）金融商品全体が純損益を通じて公正価値で計上されることとなります。その結果、金融資産の組込デリバティブは、それ自体ではヘッジ手段として適格となりません。上記のとおり、企業は、代替的アプローチとして、純損益を通じて公正価値で金融商品全体（またはその比例的部分）をヘッジ手段として指定することができます。しかし、企業は、純損益を通じた公正価値による指定は開始時にのみ認められることに留意しなければなりません。したがって、企業は、新規の金融商品のみに行うことができます。

一方、金融負債について、IAS第39号における分類および測定の要求事項のほとんどがIFRS第9号の中に引き継がれています（主契約である金融商品に密接に関連しない組込デリバティブの区分処理（分解）に関するパラグラフを含む）。組込デリバティブが主契約の金融商品から分解されて区分処理される場合、それは引き続きヘッジ手段として適格となります。

4.4. 買建オプションによるヘッジ

オプションの公正価値は、本源的価値（行使価格と主契約の現在の市場価格との間の差額によって決定される）と時間的価値（主契約の価格、金利、および満期までの残りの期間のボラティリティを反映させたオプションの残りの価値）の2つの部分に分けることができます。IAS第39号は、オプションの公正価値全体または本源的価値のみのいずれかの指定を認めています。しかし、オプションの時間的価値の変動が純損益に認識されるという事実により、本源的価値のみの指定は、通常、純損益のボラティリティを高めます。

IFRS第9号は、ヘッジ手段として買建オプションを用いる会計上の要求事項を変更しました。IFRS第9号では、買建オプションを、関連コストである時間的価値による保険の購入に類似するものと見ています。企業がヘッジ手段としてオプションの本源的価値のみを指定することを選択する場合、企業は時間的価値の変動をその他の包括利益で会計処理しなければなりません。この金額は、ヘッジが期間に関連する場合(例えば、棚卸資産の6か月の公正価値ヘッジ)にはヘッジ期間にわたって、または、ヘッジが取引に関連する場合(例えば、予定売上)にはヘッジされた取引が純損益に影響するときのいずれかの時点で、その他の包括利益から除去され、純損益で認識されます。これは、このようなオプションに基づくヘッジについて、純損益のボラティリティが減少し、そして合理的なリスク管理の実務に対する障害を取り除くこととなります。

企業は、オプションの本源的価値を指定する場合、IFRS第9号によって導入された会計処理は選択的ではなく強制であることを考慮に入れておく必要があります。さらに、先述の買建オプションの当初の時間的価値の会計処理は、その時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲でのみ適用されます。これは、「調整後の時間価値」と呼ばれます。ヘッジ手段とヘッジ対象が完全に調整されていない場合、企業は調整後の時間価値、すなわち、支払ったプレミアム(実際の時間価値)に含まれている時間的価値のうちどれだけか、ヘッジ対象に関連したものなのかを決定する必要があります。その部分に会計処理を適用する必要があります。調整後の時間的価値は、重要な条件がヘッジ対象と完全に一致するような主要条件を有するオプションの評価を用いて算定することができます。残りの金額は純損益で認識されます。

4.5. 先渡契約によるヘッジ

先渡契約とは、所定の将来の日に所定の価格で、金融資産または非金融資産の所定の金額を交換する契約のことをいいます。先渡契約の公正価値は、直物レートの変動およびフォワード・ポイントの変更に影響されます(為替先渡契約の場合、フォワード・ポイントは、先渡契約で指定された通貨間の金利差から生じます)。

IAS第39号の下で、企業は、為替リスクのヘッジについて、先物レートか直物レートのいずれを用いてヘッジするかを選択肢を有しています。

- 先物レートを用いる場合、企業は、先渡契約の公正価値全体でヘッジしています。先渡契約の公正価値の変動は、ヘッジの種類(公正価値ヘッジまたはキャッシュフロー・ヘッジ)に従って会計処理されます。この指定の種類では、通常ヘッジ対象が金利差異によって同じように影響されない場合に、非有効部分が生じます。
- 企業が、直物要素の価値の変動だけをヘッジ手段として指定する場合、企業は直物レートの変動についてのみ(先渡要素である金利による変動ではない)を懸念します。直物レートの変動は、ヘッジ関係の一部であり、そのため、ヘッジの種類に従って会計処理される一方、フォワード・ポイントによる公正価値の変動は純損益に即時認識されます。

IFRS9号の下で、企業は、引き続きIAS第39号で認められている両方のアプローチを適用することができます。しかし、企業が、直物要素の変動のみをヘッジ手段として指定する場合、先渡契約の先渡要素については(IAS第39号の会計処理に比べた場合)追加の会計処理アプローチが存在します。先渡契約は期間に関連していると考えられることができるとしても、IFRS第9号は、その会計処理に関する関連要素がヘッジ対象の特徴であること、そして、それが損益にどのように影響するかを記載しています。ヘッジ関係がキャッシュフロー・ヘッジか公正価値ヘッジかにかかわらず、企業はヘッジ対象の性質に基づいてヘッジの種類を判定しなければなりません。企業は、ヘッジが、取引に関連するか(例えば、外貨による棚卸資産の予定購入のヘッジ)、または期間に関連するか(例えば、商品先渡契約を用いた今後6か月間の商品在庫の公正価値のヘッジ)を判定します。先渡契約の先渡要素に適用される会計処理は、オプションによるヘッジの時間価値(上記4.4に記載)と同じです。しかしながら、オプションの会計処理とは異なり、この会計処理方法は、強制ではなく選択的です。この追加的な会計処理のアプローチは、IAS第39号の下での会計処理に比べて、純損益の変動が減少する一助となります。

4.6. 通貨ベース・スプレッドの会計処理

IAS第39号は、通貨ベース・スプレッド(すなわち、為替契約に固有の異なる通貨の交換に係る流動性費用)について具体的な会計要件を規定しませんでした。キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ有効性を判定する仮想デリバティブ法を適用する場合に、多くの企業がこのスプレッドを抱えていました。この仮想デリバティブは、キャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ対象の価値を算定する際に企業によって用いられている、認められた数学的な便法です。

IFRS第9号は、仮想デリバティブには、ヘッジ対象に存在しない特徴を含めることはできないと明記しています。IFRS第9号は、異種通貨が交換される実際のデリバティブ(例えば、金利通貨スワップ)に交換に係る費用が含まれているとしても、異種通貨の交換に係る料金(すなわち、通貨ベース・スプレッド)を単純に帰属させることはできないことを明確にしています。

IFRS第9号のもとで、企業が外貨ベース・スプレッドを金融商品から区分して、当該金融商品のヘッジ手段としての指定から除外する場合、企業は、上記の4.5に記載される先渡契約の先渡要素に適用する(すなわち、取引に関連する、または期間に関連する)場合と同じ方法で、通貨ベース・スプレッドの変動を会計処理することができます。

PwCの洞察

通貨ベース・スプレッドをヘッジのコストとして会計処理する可能性は、ヘッジ会計に関するレビュー・ドラフト(2012年9月公表)におけるIASBの提案と比べると大幅な改善をみせています。この案では、通貨ベース・スプレッドの変動は、純損益に即時会計処理されることになっていました。これは、企業にとって良いニュースであり、純損益のボラティリティの減少に役立ちます。

5. 何をヘッジ対象として指定できるか

何をヘッジ対象として指定できるかに関する規則に対して、多くの変更が提案されています。提案されている変更は、主に、経済的に合理的なヘッジ戦略がヘッジ会計に適切となることを妨げている制限を削除するものです。以下の表は、IFRS第9号で認められている適切なヘッジ対象の概要をIAS第39号と比較しています。変更のそれぞれについての詳細を、表の後に続くパラグラフで説明しています。

	IAS第39号	IFRS第9号
5.1	ヘッジ対象の定義	変更なし
5.2	金融商品項目のリスク要素のみをヘッジすることが可能	非金融商品項目のリスク要素をヘッジすることも可能
5.3	純額ポジションはヘッジ対象として認められない	一部の状況において、純額ポジション(純額ポジションがゼロの場合も含む)がヘッジ対象として認められる
5.4	ヘッジ対象として階層部分の使用は制限される。階層部分はキャッシュフロー・ヘッジについてのみ認められる。	一部の状況において、キャッシュフロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジの両方について階層部分が認められる。 一部の制限は、期限前償還項目に適用される。
5.5	デリバティブはヘッジ対象(またはヘッジ対象の一部)として指定することはできない。	合計されたエクスポージャーはヘッジ対象として認められる。

5.1. ヘッジ対象の定義

IAS第39号およびIFRS第9号の両基準に基づき、ヘッジ対象は、認識されている資産または負債、未認識の確定約定、予約取引または在外営業活動体に対する純投資のいずれでもよいことになります。ヘッジ対象は、次のいずれであっても可能です。

- a. 単一の項目
- b. 複数項目のグループ

ヘッジ対象が予定取引の場合、その実行可能性が非常に高いことが求められます。

5.2. 非金融商品項目のリスク要素

IAS第39号の下では、金融商品項目のリスク要素のみ(例えば、変動利率のLIBOR+スプレッドで金利がつく貸出金のLOBOR)が個別に識別可能であり信頼性をもって測定可能であることを条件に、ヘッジ対象として指定することができます。IFRS第9号に基づき、リスク要素は独立に識別可能であり、当該リスク要素に起因する当該商品項目の公正価値またはキャッシュフローの変動が信頼性をもって測定可能であることを条件に、リスク要素は非金融商品項目のヘッジ対象に指定できます。リスク要素が、契約に明示されたもの(契約上明示されたリスク要素)かまたはそれが一部を構成している項目の公正価値もしくはキャッシュフローに内在しているもの(契約上明示されていないリスク要素)かのいずれかの場合にこの要求事項が満たされます。

金融商品項目の価格リスク全体における部分的要素である商品価格リスクのみをヘッジしている企業は、非金融項目についての独立して識別可能で信頼性をもって測定可能な要素をヘッジできることを歓迎するでしょう。

PwCの洞察

我々が実務で経験する契約上明示されたリスク要素の例として、製造工程で金属（「アルミニウム」など）が使用される製品（アルミ缶など）の購入契約があります。アルミ缶の購入契約の価格は、通常、次のようなビルディング・ブロック・アプローチに基づいて市場参加者によって決まります。

- 最初のビルディング・ブロックは、アルミニウム・インゴットの標準等級のロンドン金属取引所(LME)価格です。
- 次のビルディング・ブロックは、標準LME等級と比較した、使用されるアルミニウムの品質を反映させた等級プレミアムまたはディスカウントです。
- インゴットから缶への転換または配送コストのために、追加コストが支払われます。
- 最終的なビルディング・ブロックは、売手に対する利鞘です。

多くの企業が、アルミニウムに対する価格エクスポージャーをヘッジするために、アルミニウムのLME先物または先渡を利用したいと考えます。しかし、IAS第39号は、ヘッジ関係のヘッジ対象としてLMEの価格要素のみを用いることを認めていませんでした。価格要素の全部が、LME先物によってヘッジされるものに指定されなければなりません。これが、非有効部分の発生原因となり、純損益に計上されました。また、一部のケースにおいて、合理的なリスク管理戦略がヘッジ会計に適格とされない原因になりました。それとは対照的に、IFRS第9号は、独立して識別可能であり信頼性をもって測定可能であることを条件に、企業がLME価格をヘッジ対象のリスクとして指定することを認めています。

ヘッジ対象としての指定に適格である契約上明示されていないリスク要素を識別する際に、企業は、特定の市場構造という文脈におけるリスク要素を、リスクが関連する範囲まで、およびヘッジ活動が行われるところで、評価する必要があります。そのような判定は、リスクおよび市場ごとで異なる関連する事実および状況を評価する必要があります。

IASBは、物価上昇リスクが契約上明示されている場合を除いて、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なものではなく、したがって金融商品のリスク要素として指定することができない「反証可能な前提」があると考えています。しかし、IASBは、限定的な場合においては、物価上昇リスクについてのリスク要素を識別することが可能であると考え、物価連動債券が大量にあり、ゼロクーポンの実質金利の期間構造の構築を可能にする十分に流動性のある市場を生じる期間構造を有している状況の例を提供しています。

PwCの洞察

非金融商品項目のリスク要素のヘッジを可能にすることは、企業にとって非常に有益ではあるものの、IFRS第9号の文言は不明確です。IFRS第9号は、リスクが関連しヘッジ活動が行われる特定の市場構造の文脈においてリスク要素（独立して識別可能であり信頼性をもって測定可能）を評価することを企業に要求しています。しかし、市場構造の分析で使用すべき指定された要件はなく、また、分析すべき市場の定義もありません。例えば、ウールの上着の製造業者が羊毛価格に対するエクスポージャーのヘッジを望んでいると仮定します。この製造業者は、上着に使用される羊毛の量は製品仕様書から算定可能であり、羊毛価格は市場で入手可能であるため、羊毛価格は独立して識別可能で信頼性をもって測定可能であると考えています。その製品における羊毛の物理的存在は十分でしょうか、また、市場構造に関する追加の検討事項を考慮すべきでしょうか。ウール製上着で有名な高級ブランドのメーカーに比べるとノーブランドのウール製上着メーカーの市場構造は異なるでしょうか、または異なる地理的所在地のメーカーではその市場構造は異なるでしょうか。これが、特定の事実および状況に基づく高い程度の判断を要する領域になります。

5.3. 純額ポジションの項目グループのヘッジ

前述のように、IFRS第9号はマクロヘッジをカバーしていませんが、項目グループのヘッジについてより多くの柔軟性を提供しています。財務担当者は通常、類似したリスク・エクスポージャーをグルーピングし、純額ポジションのみをヘッジします。純額ポジションが何を意味するのかを説明するために、次の設例を検討します。

設例

ユーロ(EUR)を機能通貨としている企業が、一部の商品項目を米ドル(USD)で販売している販売部門を有しています。同時に、特定の製品を米ドルで購入している購買部門も有しています。各部門は他の部門の活動を把握していませんが、両部門とも米ドル予定販売および予定購入をそれぞれヘッジしたいと考えています。販売部門の6か月の期間の売上高は100米ドルであり、本社財務部と先渡契約を締結していると仮定します。購買部も6か月の期間の90米ドルの予定購入を有しており、本社財務部との間で社内デリバティブ契約を締結しています。それぞれの部門はデリバティブをヘッジ対象として利用したいと考えていますが、このようなデリバティブ取引は内部取引であり、連結時に相殺消去されるため利用することができません。しかし、グループのエクスポージャーをヘッジするために、財務部は10米ドルについて銀行と先渡契約を締結しています。これを行うことによって当グループは経済的にヘッジされています。

しかし、IAS第39号の下では、10米ドルの純額ポジション(販売100米ドルおよび購入90米ドルで構成される)をヘッジ対象として指定することはできませんでした。そのかわり、グループは、100米ドルの将来の売上高から10米ドルをヘッジ対象として指定しなければなりません。これは、企業のリスク管理戦略を反映したものではなく、企業が経済的なヘッジ関係の適切性をどのように追跡したかでもありません。これがIAS第39号に関する財務諸表作成者に共通する不満であったことは意外なことではありません。

しかし、IFRS第9号の下では、グループに含まれるすべての金融商品項目が個別にヘッジ対象として適格であり、グループの金融商品項目がリスク管理目的のためにグループ・ベースで一緒に管理されている場合には、相殺ポジションを組み入れた純額ポジションをヘッジすることができます。つまり、現在でグループは、企業のリスク管理を反映させて100米ドルの販売・90米ドルの購入で構成される純額ポジションと10米ドルのデリバティブにヘッジ会計を適用することができることを意味します。

異なる報告期間における純損益に影響すると予想される項目グループのキャッシュフロー・ヘッジについての適格要件は、以下のとおりです。

- 為替リスクのヘッジのみが認められる。
- 純額ポジション内の項目は、当初のヘッジ指定および文書化(これには、少なくとも、報告期間、性質、および数量が含まれていない限り)の一部として、純損益にどのようなパターンで影響するかを説明することにより明示されなければならない。

PwCの洞察

IFRS第9号の下で純額ポジションをヘッジできることは、企業のリスク管理戦略に整合する方法でヘッジ指定ができるという点で、前進だといえます。しかし、IFRS第9号は、純損益計算書の中の独立した表示科目としてリサイクル時の利得および損失を(ヘッジ対象とは別に)表示することを要求しており、そのため、それらの表示科目にヘッジ後の商業活動の結果を表示することを企業に認めていません。

さらに、ゼロの純額ポジション(すなわち、ヘッジ対象が、グループとして管理されているリスクを完全に相殺しあっている場合)には、企業は、次のすべてに該当することを条件に、そのポジションを、ヘッジ手段を含まないヘッジ関係において指定されることが認められています。

- そのヘッジがローリング正味リスクヘッジ戦略の一部である(すなわち、同じ種類の新規のポジションを企業が日常的にヘッジしている)。
- ヘッジされる純額ポジションの大きさが、ローリング正味リスクヘッジ戦略の期間にわたり変化し、企業がその正味リスクをヘッジするために的確なヘッジ手段を使用している。
- このような純額ポジションにヘッジ会計が通常は適用されている。
- このゼロの純額ポジションにヘッジ会計を適用しないとすると、不整合な会計上の結果を生じることとなる。

IASBは、ゼロの純額ポジションは偶然的なものであり、したがって、実務上は稀であろうと予想しています。

5.4. グループの階層部分のヘッジ

IAS第39号は、非常に限定的な状況(例えば、指定されたキャッシュフロー・ヘッジ)において、グループの階層部分をヘッジすることを認めています。IFRS第9号は、グループの階層部分をヘッジ対象として指定することを認めています。階層部分は、定義されているが解放されている母集団から特定される場合もあれば、定義された名目金額から定義される場合もあります。例として次のものがあります。

- 貨幣的な取引量の一部(201X年3月の最初のCU20の後の外貨建売上による次のCU10のキャッシュフローなど)
- 物理的数量またはその他の取引量の一部(201X年6月の石油購入の中の最初の100バレル、または201X年6月の電力売上の最初の100メガワット時)
- ヘッジ対象の名目金額の中の階層(CU100百万の確定約定の中の最後のCU80百万、CU100百万の固定金利債券の中の底溜り階層のCU20百万(定義された名目金額はCU100百万)など)。

階層部分を公正価値ヘッジにおいて指定する場合には、企業は定義された名目金額の中から階層要素を指定しなければなりません。公正価値ヘッジに適切となるための要求事項に従うためには、企業はヘッジ対象を公正価値変動について再測定しなければなりません。公正価値ヘッジ調整は、当該項目の認識の中止をする時まで純損益に認識しなければなりません。したがって、公正価値ヘッジ調整が関係する項目は追跡する必要があります。企業は、指定された階層要素を追跡するために、名目部分(階層要素がそこから定義されている)を追跡することが要求されます(例えば、定義されたCU100百万の売上全体の金額の追跡を、CU20百万の底溜り階層またはCU30百万の上積み階層を追跡するために行わなければなりません)。

期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、期限前償還オプションの公正価値がヘッジされるリスクの変動の影響を受ける場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象としての指定に適切ではありません。ただし、指定された階層が、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際の関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合を除きます。この状況において、企業が階層の期限前償還オプションを反映しないオプションの特徴を有していないヘッジ手段でヘッジしている場合、ヘッジの非有効が生じます。

5.5. 合計されたエクスポージャー

IAS第39号の下では、デリバティブをヘッジ対象として指定することはできず、またヘッジ対象とするために別のエクスポージャーと結合させることはできませんでした。財務諸表利用者は、すべてのリスクが開始時に指定されていない場合、単一のヘッジ関係の中で複数のリスクの会計処理を達成することは難しいため、この制限を批判していました。

IFRS第9号ではこの制限が削除されています。非デリバティブのエクスポージャーと共にデリバティブを組み込んでいる合計されたポジションをヘッジ対象として指定することができます。

設例

機能通貨として米ドル(USD)を用いているA社が、ユーロ(EUR)(外国通貨)で10年物変動利付のローンを組んでいます。A社は、金利の変動から生じるキャッシュフローの変動性(variability)に対するエクスポージャーを解消したいと考えており、ユーロでの変動対固定金利スワップ契約を締結しています。純損益のボラティリティを解消するために、A社はこのスワップをキャッシュフロー・ヘッジに指定しています。その後の期において、A社は、為替エクスポージャーも解消させたいと考え、米ドル:ユーロの固定対固定の為替金利スワップを行っています。しかしIAS第39号は、デリバティブは通常ヘッジ対象として指定できないため、ローンを結合させてユーロ金利スワップをヘッジ対象として指定することを発行者に認めていません。IAS第39号では、企業はその代わりに、当初のスワップと新規の為替金利スワップをヘッジ手段として結合させる必要がありました。これは、当初の金利ヘッジの指定中止を要求します。これは、純額の為替リスクを解消するためにひとつのデリバティブを単純に重ねる(オーバーレイする)企業の戦略と整合しませんでした。しかし、IFRS第9号の下では、合計されたエクスポージャー(すなわち、負債性金融商品と金利スワップの組み合わせ)は、ヘッジ対象としての指定に適切になります。

6. ヘッジ会計の代替処理

6.1. 「自己使用」契約への公正価値オプションの拡張

IFRS第9号は、IAS第39号の適用範囲に入るすべての項目に適用されます。IFRS第9号の公表の一部として、IAS第39号の既存の版が、純損益を通じて公正価値で測定されるものに取消し不能で指定し、測定するオプション（「公正価値」オプション）を拡張するよう修正されました。企業は、会計上のミスマッチを解消または大幅に低減する場合に公正価値オプションを適用することが認められています。

IFRS第9号に従って、企業は、「自己使用」の例外に適格な非金融商品項目を購入または販売する契約に公正価値オプションを適用することができます。これらは、純額決済することができるものの、企業の予想される購入、販売、または使用の必要性に従った非金融商品項目の受取りまたは引渡しの目的で締結された契約です。

PwCの洞察

これは、例えば公益事業企業などの非金融企業にとって良いニュースです。公益事業企業はしばしば、エネルギーの現物引渡を要求する多くの契約（そのような契約は売買目的ではない）を有しており、通常、そのような契約は、IAS第39号では「自己使用」契約になります。このような企業は、通常、エネルギー・デリバティブでヘッジします。純損益を通じて公正価値で測定するものに現物販売契約を指定することを選択することにより、企業は、販売契約とエネルギー・デリバティブの間の測定の不一致を大幅に減少させ、ヘッジ会計を適用する必要なしに（そのため、ヘッジ会計の要件を遵守することなしに）相殺効果を達成したいと考えています。

6.2. 信用エクスポージャーを純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する選択肢

IFRS第9号は、負債性金融商品の信用リスクは、ヘッジ対象として指定される適格要件を満たしていないリスク要素であると説明しています。リスクフリー金利と市場金利との間のスプレッドには、信用リスク、流動性リスク、資金調達リスクおよび他の識別されていないリスク要素ならびにマージン要素が織り込まれています。したがって、IASBは、信用リスクを分離することはできず、そのためIFRS第9号における独立して識別可能要件を満たしていないと考えています。

信用リスクをヘッジするために用いられるクレジット・デリバティブ（信用デフォルト・スワップ）は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして会計処理されますが、信用エクスポージャーは通常、償却原価で測定されるか、または認識を中止します（例えば、ローン・コミットメントなど）。信用度の悪化が生じている場合には、クレジット・デリバティブに係る利得を認識しますが、ヘッジ対象の減損は異なる基礎に基づいて測定され、これが、取得した信用プロテクションを反映しない純損益のボラティリティをもたらすことになります。

IFRS第9号は、現在、純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融商品（の全部またはその比例的部分）を指定するオプションを提供しています。このオプションは、以下の場合にのみ使用可能です。

- 信用エクスポージャーの名義（例えば、借手やローン・コミットメントの保有者）が、クレジット・デリバティブの参照企業と一致すること（名義の一致）
- 当該金融商品の優先順位が、クレジット・デリバティブに従って引き渡される可能性のある金融商品の優先順位と一致すること

この公正価値オプションは、「自己使用」契約における公正価値オプションとは異なります。当初認識時、認識後またはヘッジされた信用エクスポージャーの認識されていない間（例えば、ローン・コミットメントの場合）であっても選択することができるからです。さらに、この公正価値オプションは取消不能ではありませんが、ひとたびこれを選択すれば、使用を中止するためには特定の要件を満たさなければなりません。

PwCの洞察

銀行は頻繁に、金融商品ポートフォリオの信用リスクをヘッジするためにインデックスに基づく信用デフォルト・スワップを利用します。借手の名義または優先順位的一致により金融商品をリンクさせるIFRS第9号の要求事項により、このようなインデックスに基づく信用デフォルト・スワップは適格なヘッジ手段になりません。考慮すべきもうひとつの側面として、金融商品の公正価値は信用リスクのみで構成されているのではなく、追加的な効果(例えば、金利リスク)を考慮しなければなりません。純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融商品を指定した場合、そのような追加的な効果は、クレジット・デリバティブの価値の変動によって相殺されません。

7. 開示

多くの他の新基準と同じように、開示の要求事項も拡張されています。IASBが実施したアウトリーチ活動を経て、財務諸表利用者は、IFRS第7号の開示要件は十分な情報を提供しないと考えていることが判明しました。その結果、IASBは、IFRS第7号の開示要求事項を修正しました。

開示は、企業がヘッジすることを決めた「リスク区分」別（例えば、金利リスク、為替リスク、または商品価格リスク）で行うことが要求されています。IFRS第9号は、使用すべきリスク区分を規定していません。企業は判断を用い、ヘッジを通じてリスクの管理方法に基づいてリスクを区分する必要があります。しかし、企業は、ヘッジ会計の開示全体を通じて一貫してそのリスク区分を適用しなければなりません。

要求されるヘッジ会計の開示では、以下に関する情報を提供します。

- 企業のリスク管理戦略およびその戦略をどのようにリスク管理に適用しているか。
- 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュフローの金額、時期、および不確実性にどのように影響する可能性があるか。
- ヘッジ会計が企業の財務諸表に与えた影響
- 企業は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして信用エクスポージャーを指定するオプションを適用しているか否か。

これら4領域それぞれの開示要件は、非常に詳細に示されています。企業は、必要な情報をすべて収集し、財務諸表を作成することを早期に開始する必要があります。

企業が引き続きIAS第39号を適用する場合も、上記の開示は適用されます。

8. 発効日および経過措置

企業は、IFRS第9号のヘッジ会計を適用するかまたはIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するかの会計方針の選択肢を有しています(上記セクション1.2を参照)。

IFRS第9号の適用を選択する企業について、IFRS第9号に対する最近の修正では強制発効日が撤廃されました。ただし、IFRS第9号は引き続き即時適用することができます。

企業は以下のいずれかに該当する場合に、IFRS第9号の適用を選択できる(*)

- 1 金融負債についての自己の信用リスクの要求事項—企業は、公正価値オプションに基づいて指定されている金融負債における企業の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動をOCIで認識する要求事項を早期適用できる。
- 2 金融資産のみの分類および測定に関する要求事項(2009年版IFRS第9号)
- 3 金融資産および金融負債の分類および測定に関する要求事項(2010年版IFRS第9号)
- 4 IFRS第9号の現行の完全版(すなわち、金融資産および金融負債の分類および測定に関する要求事項ならびにヘッジ会計)

(*)これらの経過規定は、IASBがIFRS第9号の全フェーズの完了時に変更される可能性があります。

IFRS第9号の適用日からヘッジ会計を適用するためには、当該日付時点ですべての適格要件が満たされていなければなりません。

IAS第39号に従ってヘッジ会計に適格であったヘッジ関係であり、さらにIFRS第9号に従ってヘッジ会計に適格であるヘッジ関係(取引におけるヘッジ関係のバランス再調整を考慮後)は、引き続きヘッジ関係とみなされます。かかるバランス再調整からの利得または損失については純損益に認識しなければなりません。

IFRS第9号は、すべてのヘッジ関係についてヘッジ会計の要求事項を将来に向けて適用することを要求しています(次のパラグラフに記載されていることを除きます)。すなわち、これは、移行日に、すべての既存のヘッジ関係はIAS第39号に基づく従前のモデルからIFRS第9号に基づく新しいモデルに移行しなければならないことを意味します。しかし、比較情報の修正再表示は行いません。

上記パラグラフに対する例外として、次については遡及適用が求められます。

- オプションの本源的価値のみがヘッジ手段として指定される場合のオプションの時間価値の会計処理
- 法規制の結果としてのデリバティブ契約の更改に関する会計処理上の要求事項

さらに、以下に対して遡及適用が容認されています(強制ではありません)。

- 先渡契約の直物要素の変動のみをヘッジ手段として指定する場合の先渡契約の先渡要素の会計処理
- 外貨ベース・スプレッドの会計処理

「自己使用」の契約に、純損益を通じて公正価値測定の設定を選択することに関して、企業は、IAS第39号改訂の発効日に存在している類似した契約グループに対して首尾一貫してこの指定を適用する必要があります(上掲のセクション6.1を参照)。

現在、欧州連合はIFRS第9号を承認していません(他の基準に対する派生的な修正についても承認していません)。その結果、欧州企業は、現在、新しい会計および開示の要求事項を適用することが認められていません。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.